

四国電力株式会社の鉄筋コンクリート柱の折損事故に係る
報告書の受理について

平成21年12月2日

中国四国産業保安監督部四国支部は、平成21年11月2日に香川県高松市で発生した四国電力株式会社の鉄筋コンクリート柱の折損事故について、平成21年11月4日付けで、同社に対して電気事業法第106条第3項に基づき、原因及び再発防止対策について報告するよう指示しました（当支部HPにて公表済み）。

本日（平成21年12月2日）同社から「電気関係事故報告の提出について」（中間報告）が提出されましたのでお知らせいたします。

（お問い合わせ先）

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、大久保補佐

電話：087-811-8584（直通）